

第5 外部監査

1 外部監査制度の概要

平成9年6月に地方自治法が改正され、監査機能の専門性・独立性の強化や監査機能に対する住民の信頼を高めるため、外部監査制度が導入されました。

本制度は、監査委員の監査に加えて、弁護士、公認会計士、税理士などを「外部監査人」に起用して、地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化と監査機能に対する住民の信頼を高めることをねらいとしています。

本制度は、知事が公認会計士等と外部監査契約を締結して実施しますが、次の2種類があります。

- ・毎会計年度、特定のテーマを決めて行う「包括外部監査」
- ・特定の事件について監査委員の監査に代えて行う「個別外部監査」

令和4年度は個別外部監査は実施されていません。

区分	①包括外部監査	②個別外部監査
監査の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・財務監査 ・財政的援助団体等に対する監査 	<ul style="list-style-type: none"> ・有権者の50分の1以上の連署による事務監査請求 ・議会からの事務監査請求 ・知事からの事務監査要求 ・知事からの財政的援助団体等の監査要求 ・住民からの住民監査請求
監査対象事項	外部監査人自らが選定した事項（年1回以上）	外部監査によることを請求・要求された事項
契約先	自然人1人（弁護士、公認会計士、実務精通者（当該団体のOB除く）、税理士）	
契約期間	毎会計年度当初～当該年度末	個々の契約で決定
契約制限	同一の者と連続契約できるのは3回まで	—
補助者	あらかじめ監査委員と協議し、補助者を使用することができる	
関係人調査	あらかじめ監査委員と協議し、関係人の出頭、調査、書類等の提出を求めることができる	
義務と罰則	<ul style="list-style-type: none"> ・善良な管理者の注意をもつての誠実な監査 ・公正不偏な態度保持と自らの判断と責任における監査 ・守秘義務 ・みなし公務員（刑法その他の罰則の適用については、公務に従事する職員とみなされること。） 	

2 監査実施状況

包括外部監査は、監査委員の監査に加えて、知事が起用した弁護士、公認会計士、税理士などの「外部監査人」が監査を行うことで、地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化と監査機能に対する住民の信頼を高めることをねらいとした監査制度であり、本県では経営管理部が所管しています。

本監査は、公認会計士等と外部監査契約を締結の後、毎会計年度、外部監査人が特定のテーマを決めて実施されています。

<令和4年度の実績>

項目	内容
外部監査人	公認会計士 加山 秀剛
補助者	5名（公認会計士4名、弁護士1名）
テーマ	産業の振興に関する施策の財務事務の執行について
テーマの選定理由	<p>わが国の地方自治体に共通する行政上の最大かつ根源的な課題は、「人口減少・少子高齢化」であると考えられる。これは、静岡県も例外ではなく、県の「新ビジョン（総合計画）」の中にも、最大の課題は人口減少への対応であると明確に示されている。</p> <p>地方自治体の人口減少への対策には、「人口を増やす・減らさないための対策」と「人口が減ったとしても、その状況に適応し、必要な行政サービスを維持するための対策」の2つの方向性が考えられる。一県民、一市民の感覚としては、日常生活により密接している市町に対しては、どちらかと言えば、後者である守りの対策を期待する一方、県に対しては、市町の枠組みを超えたより広範囲でダイナミックな前者の攻めの対策を期待したいという思いから、静岡県における人口を増やす・減らさないための対策としての取り組みにフォーカスしたい。</p> <p>人口を増やす・減らさないための対策には、産業振興、住みやすいまちづくり、子育て支援など、様々なものが考えられるが、現在、静岡県では人口減少が加速化している傾向にあることを踏まえれば、できるだけ直接的で即効性のある対策が強く求められる。人が生きていくためには、まず生活の糧を得なければいけない、そのための働く場所や機会を作り出すこと、つまり、産業振興が、最も直接的な人口減少抑制対策になるのではないかと考え、既存の産業を強化し、成果を獲得していくための取り組みを中心とした産業振興に関する施策を特定の事件（テーマ）として選定した。</p>
監査対象とする事業	<p>上記のテーマの選定理由の考え方に沿って、産業振興に関する施策の中でも、加速化している人口減少に対して、より直接的で即効性のある効果を期待されるような事業にフォーカスするため、基盤整備的な事業や未来投資的な事業ではなく、産業の成長・発展・強化を直接的に支援していくような事業に絞り込んでいる。</p> <p>また、産業振興に関する諸施策は、国、市町、各種関係機関等と連携して</p>

推進されるが、できるだけ、県が主体的・主導的に実施している事業に絞り込んでいる。

(単位:千円)

No	事業名	担当課名	令和3年度 当初予算額
01	マリンバイオ産業振興事業費	産業イノベーション推進課	426,000
02	県産品輸出促進機能形成事業費	マーケティング課	44,640
03	県産品輸出促進事業費	マーケティング課	250,873
04	農芸品供給拡大緊急対策事業費	マーケティング課 農芸振興課	155,000
05	新たな地域経済圏における販路開拓事業費	マーケティング課	41,000
06	中小企業IoT活用促進事業費	産業イノベーション推進課	54,200
07	ふじのくにCNFプロジェクト推進事業費	新産業集積課	51,700
08	EV・自動運転化等技術革新対応促進事業費	新産業集積課	327,000
09	フーズ・ヘルスケアプロジェクト推進事業費	新産業集積課	297,100
10	ファルマバレープロジェクト推進事業費	新産業集積課	249,200
11	フォトンバレープロジェクト推進事業費	新産業集積課	101,520
12	新成長産業戦略的育成事業費助成	新産業集積課	189,000
13	先端企業育成プロジェクト推進事業費助成	新産業集積課	275,000
14	静岡型航空産業育成事業費助成	新産業集積課	53,500
15	医療機器産業基盤強化推進事業費助成	新産業集積課	262,500
16	畜産振興対策事業費助成	畜産振興課	53,743
17	豚熱防疫体制強化事業費	畜産振興課	288,440
18	豚熱ワクチン接種防疫体制事業費	畜産振興課	77,300
19	農業振興資金利子補給金	農業ビジネス課	87,700
20	ChaOIプロジェクト推進事業費	お茶振興課	175,000
21	農業関係団体事業費助成	食と農の振興課 ほか	79,085
22	農芸品品質管理高度化促進事業費助成	農芸振興課	250,000
23	先端農業プロジェクト推進事業費	農業戦略課先端農業推進室	204,200
24	先端農業技術開発促進事業費	農業戦略課先端農業推進室	37,306
25	小中学校花いっぱい提供事業費	農芸振興課	40,000
26	荒廃農地再生・集積促進事業費助成	農業ビジネス課	30,000
27	漁業用公共無線委託費	水産資源課	30,613

	28	駿河湾深層水综合利用促進事業費	水産振興課	30,131
	29	水産業振興資金利子補給金	水産振興課	139,100
	30	県単独水産業振興事業費助成	水産振興課 水産資源課	88,417
	31	水産イノベーション推進事業費助成	水産振興課	60,000
	32	商工業関係団体事業費助成	商工振興課 経営支援課、 地域産業課	34,440
	33	静岡発ベンチャー発掘・育成事業費	商工振興課	40,000
	34	地域創業支援事業費助成	商工振興課	104,000
	35	中小企業デジタル化・業態転換等促進事業費助成	商工振興課	410,000
	36	新規産業立地事業費助成	企業立地推進課	5,300,000
	37	地域産業立地事業費助成	企業立地推進課	2,000,000
	38	工業用地安定供給促進事業費助成	企業立地推進課	101,300
	39	中小企業向制度融資促進費助成	商工金融課	17,076,754
	40	産業成長促進費助成	商工金融課	49,554
	41	信用保証協会新規創業支援事業費助成	商工金融課	49,500
	42	小規模事業経営支援事業費助成	経営支援課	2,456,700
	43	中小企業連携組織対策事業費助成	経営支援課	229,200
	44	経営革新計画促進事業費助成	経営支援課	383,000
	45	中小企業支援センター事業費	経営支援課	50,500
	46	小規模企業経営力向上支援事業費助成	経営支援課	349,000
	47	中小企業等専門家派遣事業費	経営支援課	100,000
	48	下請振興等事業費助成	地域産業課	62,300
	49	住んでよし しずおか木の家推進事業費助成	林業振興課	216,800
	50	間伐材搬出奨励事業費助成	森林整備課	113,000
	51	しずおか林業再生プロジェクト推進事業費	森林整備課	35,000
	52	森林認証材供給基盤整備事業費助成	森林整備課	368,000
	53	地域企業人材確保事業費	労働雇用政策課	87,755
監査対象期間	原則として令和3年度（必要に応じて、他の年度も対象とした。）			
監査実施期間	令和4年6月20日から令和5年3月31日まで			

（注）包括外部監査の結果は、県公報（令和5年3月31日）に掲載されています。

また、結果に基づき講じた措置についても、県公報に掲載されています。

3 監査結果

監査の結果は、次表に基づき「指摘」又は「意見」に整理して提示されます。

区分	内容
指摘	次に掲げる事項に該当する事項 1 法令・条例・規則に違反している事項 2 収入確保に適切な措置を要する事項 3 予算を目的外に支出している事項 4 不経済な支出又は著しい損害を生じている事項
意見	組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から改善や検討の必要があると認める事項

令和4年度の監査結果において「指摘」とされた項目及び「意見」とされた項目のうち主なものは以下のとおりです。

区分	項目	内容
指摘	補助金交付確定書の交付について	事業メニューのうち、「園芸生産関係団体事業費助成」では、静岡県野菜振興協会と静岡県花卉園芸組合連合会の2つの組織に対して補助金を交付しているが、この両組織に対して補助金交付確定通知書が交付されていなかったことを検出した。 交付要綱には、補助事業者は補助金交付確定通知書を受領した日から10日を経過した日までに請求書を提出することになっており、必要な手続きが漏れていたことになる。今後は交付要綱に従い、確実に適正な事務処理を行うことが求められる。
指摘	補助金交付要綱の記載について	補助金の交付要綱では、補助率(額)は1団体当たり1,000千円を限度とされている。一方で、実務上この限度額は申請案件(事業案件)ごとの適用となっており、複数の申請を合算すると1,000千円を超えて交付を受けている団体が見受けられた。 この点については、申請者の誤解を防ぐためにも、申請開始時の周知や要綱の書き換え等の対応が必要になると考える。
指摘	交付金額の根拠資料の作成・保存について	地域産業課所管の静岡県建具工業組合に対する補助金は、経費区分の内容で当事業ともう1つ別の事業があり合算して交付しているが、令和3年度の実績報告において計画の変更がされているにもかかわらず、それぞれの交付額の計算の見直しをどのように行ったかを示す資料が確認できなかった。 2つの事業への交付額はそれぞれ少額であり、2つの事業があること自体が事務手続上の非効率に思えるが、事業が別である以上、2つの事業の交付額の計算根拠を明確に残す必要がある。

区分	項目	内 容
意見	成果指標と活動指標について	<p>新ビジョンや経済産業ビジョンにおける成果指標・活動指標は、現状や課題の分析から県が目指すべき姿を考え、それを実現するための施策の具体的な成果や活動を示すものとして設定されている。</p> <p>しかし、一つの施策に複数の事業がぶら下がっているものも多く、新ビジョンや経済産業ビジョンにおける成果指標・活動指標が、必ずしも、一つ一つの実施事業を評価するための指標として適しているとは言えない。</p> <p>個々の事業を適切に評価するためには、事業単位で定量的・直接的な指標を設定すべきである。</p>
意見	チェックリストの活用について	<p>事業者等に対して補助金を交付する事業では、交付された補助金が事業者等によって適切に活用されているかどうかを確認することが重要であるが、確認すべき内容を漏らさないためには、チェックリストの活用が有効である。</p> <p>今回の監査対象事業の中で、既にチェックリストを活用していた事業もあったが、課内で一定の条件に該当する事業に対して一律に導入するような運用が行われているわけではなく、事業の担当者が交替した時に異動前の部署で使っていたものを取り入れた、といったような属人的な導入・運用が多かった。</p> <p>特に金額的重要性の高い案件については、チェックリストの活用を全庁的に横展開していくことを検討すべきである。</p>
意見	国の補助制度の活用について	<p>事業No.30（県単独水産業振興事業費助成）において、2つある事業メニューのうち、水産資源課所管の「静岡県漁業無線局整備事業費助成」では、漁業無線局施設の整備に、一見、漁業とは関係がなさそうな防衛省の「チャーリー水域等周辺漁業用施設（漁業用無線）設置助成事業」を活用することを県（担当課）が静岡県無線漁業協同組合に提案し、水産庁よりも高い補助を受けることに成功している。これは、国の補助制度をうまく活用した好事例と言える。</p> <p>民間企業の中には、自社に使える補助金を各方面から見つけ出す担当者を置いている会社があるが、県・経済産業部などにも国の補助制度を研究し、庁内の担当部署や、県内の民間企業や関係機</p> <p>関に情報発信する担当者を設置するような取組を検討しても良いのではないかと思われる。</p>

区分	項目	内 容
意見	間接経費の管理方法について	<p>事業の支出額には、事業に固有に発生する直接経費と部門内で共通的に発生する間接経費がある。</p> <p>国からの補助事業については、その事業に要した経費を厳密に集計する必要がある一方で、県単独の事業については、手間をかけて間接経費を事業単位に厳密に配分しても、それによって得られる成果は少なく、逆に、事業固有の予実管理が曖昧になるという問題を生んでいる。</p> <p>根本的には、部門全体の間接経費は個別の事業とは別にまとめて管理し、個別の事業に対しては事業固有の直接経費だけを集計するような管理方法に変えるのが望ましいが、これは全庁的に見直す必要がある。</p> <p>一方、各所管課は、現状の枠組の中では、経費の事業別配賦計算資料において直接経費と間接経費を明確に区分した上で、間接経費は、関連性の強い事業にできるだけまとめて配賦し、複数の事業に細かく配分しないようにするなどの対応を検討すべきである。</p>

4年度別の実施状況

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
契約の締結	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1
契約の金額	1,750万円を上限とする	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
外部監査人	杉原賢一	同左	同左	村松淳旨	同左	同左	原田俊輔	同左	同左	加山 秀剛
(資格)	公認会計士	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
(住所)	静岡市	同左	同左	藤枝市	同左	同左	浜松市	同左	同左	焼津市
テーマ	静岡県公立大学法人及び公立大学法人静岡文化芸術大学の財務事務の執行について	地方独立行政法人静岡県立病院機構の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	過去の包括外部監査の措置の状況について	債権管理の財務に関する事務の執行について	防災・減災等事業に関する財務事務等の執行について	指定管理者制度を採用する公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について	子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について	教育の振興に関する施策の執行について	文化芸術の振興に関する施策の執行について	産業振興に関する施策の執行について
補助者(人数)	5人	5人	5人	6人	7人	8人	6人	6人	6人	5人
公認会計士	5人	5人	5人	6人	7人	8人	5人	5人	5人	4人
弁護士	—	—	—	—	—	—	1人	1人	1人	1人
上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
結果の報告	H26.3.25	H27.3.18	H28.3.25	H29.3.21	H30.3.27	H31.3.22	R2.3.19	R3.3.19	R4.3.23	R5.3.23
結果の公表(公告日)	H26.4.1	H27.3.27	H28.3.31	H29.3.31	H30.3.30	H31.3.29	R2.3.31	R3.3.31	R4.4.1	R5.3.31
措置の公表(公告日)	H26.11.21	H27.11.10	H29.1.6	H29.10.27	H30.11.2	R元.9.27	R2.10.6	R4.1.28	R4.10.18	R5.10.20